

特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について  
(平成26年3月5日保医発0305第5号)

- I 診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）（以下「算定方法告示」という。）別表第一医科診療報酬点数表に関する事項
- 3 在宅医療の部以外の部に規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）に係る取扱い
  - (78) ヒト自家移植組織
    - ア 自家培養表皮
      - c 凍結保存皮膚を用いた皮膚移植術を行うことが可能であって、救命救急入院料3、救命救急入院料4、~~又は~~特定集中治療室管理料2 又は特定集中治療室管理料4の施設基準の届け出を行っている保険医療機関において実施すること。